

## 第7回保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会

日時：平成31年4月11日（木）

午後4時から

会場：西谷地区センター

### 次 第

#### 1 開会

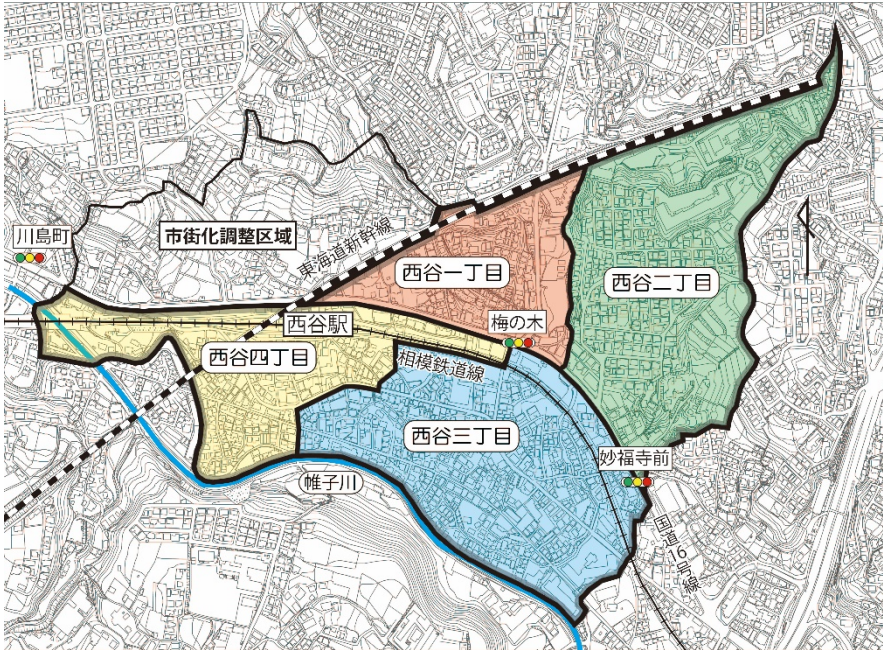
#### 2 議事

- (1) 新町区域案の確認及び「丁目」の順番の検討について資料1
- (2) アンケート結果の回覧及び掲示について資料2、資料3
- (3) 住居表示実施案の説明会案内チラシについて資料4
- (4) 住居表示審議会臨時委員について資料5
- (5) 今後のスケジュールについて資料6

#### 3 閉会

## 新町区域案の確認及び「丁目」の順番の検討について

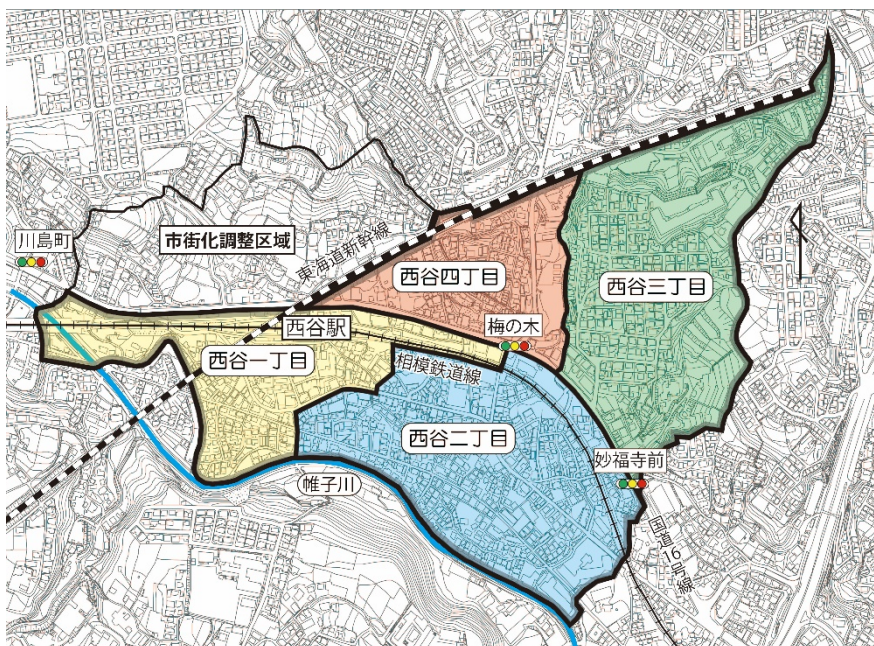
### 案1 「丁目」の並びを時計回りに並ぶようにする案



●ポイント

- ・中央の区域を起点として「丁目」を時計回りにする案
- ・駅が四丁目となる

### 案2 「丁目」の並びを反時計回りに並ぶようにする案



●ポイント

- ・駅を起点として「丁目」を反時計回りにする案

# 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う 新町名案の選定について

保土ヶ谷区西谷地区では住所の分かりにくさを解消するため、建物ごとに住所を設定する「住居表示」の検討を進めており、皆様のお住いの地域では、**令和2年秋頃以降**に実施する予定で準備を進めています。

このたび、平成31年1月～2月に実施した新町名アンケートの結果を参考に西谷地区住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、**「西谷〇丁目」**を新町名案としましたので、お知らせします。

## 1 新町名案選定理由

アンケートで最も票数を得ており、簡明な名称で分かりやすく、旧町名が西谷町であることの類推が容易であることから**「西谷〇丁目」**と選定しました。

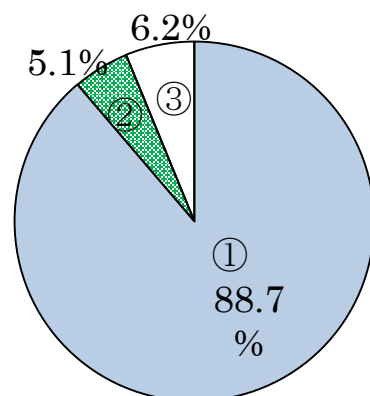
丁目の流れについては、裏面を御参照ください。

## 2 アンケート結果（概要）

○実施期間：平成31年1月15日（火）～平成31年2月15日（金）

○回答率：18.5%（配付数3,317枚、回収数613枚）

	町名案	回答数
①	「西谷〇丁目」とする案	544
②	その他町名案	31
③	現状維持を希望する意見	38
	計	613



○その他町名案の内訳

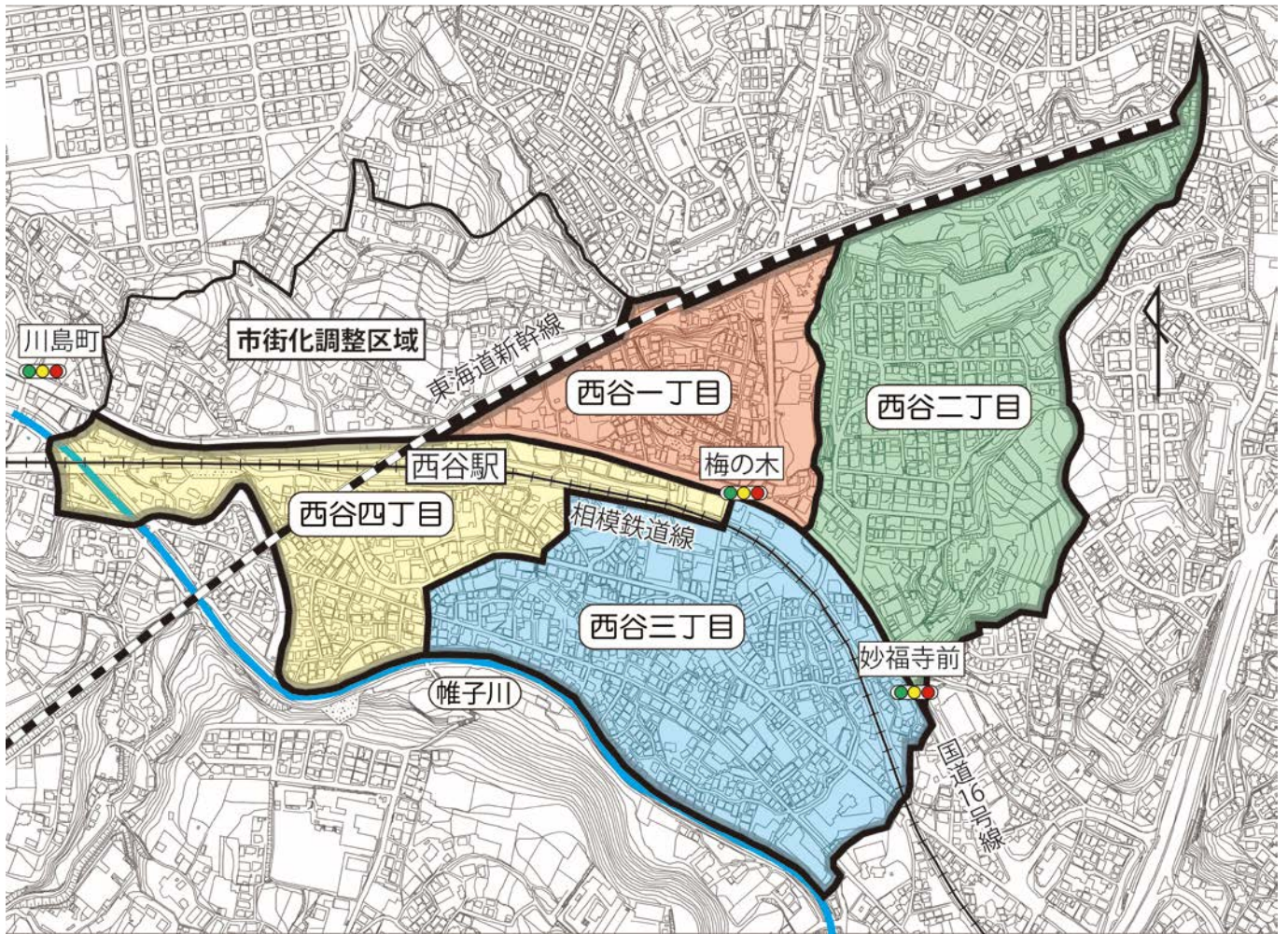
町名案	票数	町名案	票数
西谷町	10	西谷中央通り	1
梅の木	5	西谷美園（にしやみその）	1
梅ノ木	2	西谷駅前	1
西谷南北	4	西谷〇〇町	2
西谷本町	1	新西谷	2
横浜中央	2	西谷ゲートウェイ	1
西谷梅の木	1	にしや	1
		その他	3

※その他町名回答欄に複数の町名案を記載してあった場合は、各1票としてカウントしています。

## 3 住所変更手続きについて

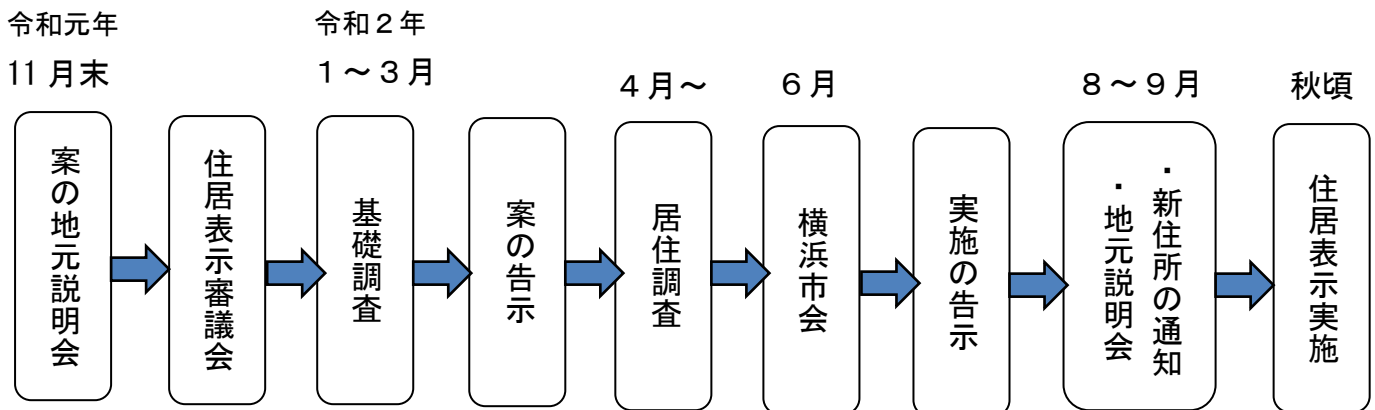
住居表示を実施すると皆様の住所が新しくなります。区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、運転免許証など法令の規定により皆様に手続きをお願いするものがあります。詳しくは、**11月末頃**に説明会を開催する予定ですので、参加いただきますようお願いいたします。（説明会のお知らせは後日配付予定です）

# 保土ヶ谷区西谷地区 新町区域案



※市街化調整区域は、「西谷町」のまま変更はありません（一部を除く）

## 今後のスケジュール（予定）



【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
TEL : 045 (671) 2320 FAX : 045 (664) 5295  
E-mail : sh-juukyo@city.yokohama.jp

保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う

# 新町名案を選定しました！

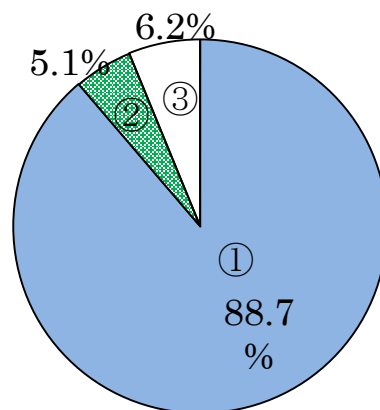
このたび、平成31年1月～2月に実施した新町名アンケートの結果を参考に西谷地区住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、最も回答数が多く、簡明な名称で分かりやすいことから「西谷〇丁目」を新町名案としました。

## ●アンケート結果（概要）

実施期間：平成31年1月15日（火）～平成31年2月15日（金）

回答率：18.5%（配付数3,317枚、回収数613枚）

	町名案	回答数
①	「西谷〇丁目」とする案	544
②	その他町名案	31
③	現状維持を希望する意見	38
	計	613



## ●住所変更手続きについて

住居表示の実施時期は令和2年秋頃以降を予定しています。  
住居表示を実施すると皆様の住所が新しくなります。詳しくは、

令和元年11月末頃に説明会を開催する予定ですので、参加いただきますよう

お願いいたします。（説明会のお知らせは後日配付予定です）

**※市街化調整区域は、「西谷町」のまま変更はありません。**

【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当  
TEL：045（671）2320 FAX：045（664）5295  
E-mail：sh-juukyo@city.yokohama.jp

横浜市 住居表示

検索

# 保土ヶ谷区西谷地区の住居表示について 地元説明会を開催します

横浜市では、住宅が集中し、土地の分筆や合筆により、住所の連続性が失われてしまっている地域につきまして、新しい町名と住所を設定し、住所のわかりにくさを解消するための「住居表示整備事業」を行っております。

保土ヶ谷区西谷地区では、平成29年11月に、西谷連合町会、西谷町内の各町会及び西谷商栄会から住居表示実施に関する御要望をいただきました。平成30年6月に西谷地区住居表示検討委員会が設立され、検討を進めてまいりました。このたび西谷地区住居表示検討委員会においてまとめました新町の設定区域及び新町名案や住居表示に伴う必要な手続きなどについて次のとおり説明会を開催いたします。

なお、**住居表示の実施時期については、令和2年秋頃**を予定しています。

お手数ですが、いずれか御都合のよろしい日に御参加いただきますようお願いいたします。

- 内容
- (1) 住居表示制度について
  - (2) 新町区域・新町名案について
  - (3) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続きについて

※本説明会では、主に(1)(2)についてお話しします。住所等の変更手続きの詳細については、来年に実施予定です。

## 1 説明の対象範囲

保土ヶ谷区西谷地区住居表示の実施予定範囲のとおり（このチラシが届いた方が、説明の対象となります。）

## 2 日時・会場（各回の内容は同じです）

開催日時	開催場所	定員
令和元年11月29日（金）19時から	西谷地区センター 体育室	200名
令和元年11月30日（土）10時から		
令和元年12月4日（水）19時から	西谷地区センター 小中会議室	50名
令和元年12月8日（日）14時から		

※ 事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。

※ 会場への自転車での御来場は、駐輪スペースに限りがあるため、なるべくお控えください。（駐車スペースがございませんので、自動車での御来場は御遠慮ください。）

【お問合せ】 横浜市民局窓口サービス課 住居表示担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL：045（671）2320 FAX：045（664）5295  
E-mail：sh-juukyo@city.yokohama.jp

## 保土ヶ谷区西谷地区の住居表示について

### 1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所が、同番地が多い、飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている地域に、建物ごとに、規則的につけた「**街区番号**」及び「**住居番号**」を用いて住所を表すことで、住所を分かりやすくするものです。

皆様がお住まいの地区は、**令和2年秋以降**に住居表示を実施する予定で準備を進めています。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 保土ヶ谷区 **西谷町 742 番地**

実施後：横浜市 保土ヶ谷区 **西谷〇丁目** **〇番** **〇号**  
新町名 街区番号 住居番号

### 2 新町名案について

平成31年1月頃に実施したアンケート結果を参考に、保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会で慎重に検討した結果、「**西谷〇丁目**」を新町名案としました。

新町名案選定理由：簡明な名称で分かりやすく、旧町名が西谷町であることの類推が容易である。

#### ●アンケート概要

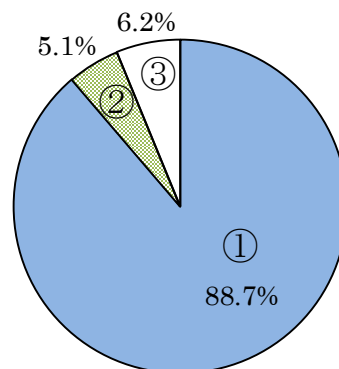
実施期間：平成31年1月15日（火）～平成31年2月15日（金）

回答率：18.5%（配付数3,317枚、回収数613枚）

アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

《アンケート結果》

	回答数
① 「西谷〇丁目」とする案	544
② その他町名案	31
③ 現状維持を希望する意見	38



### 3 住居表示実施に伴う新しい住所について

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の約1か月前に「住居表示変更通知書」でお知らせします。

### 4 皆様の住所の変更手続について

区役所・水道・東京電力・東京ガスなどの書類は横浜市からの依頼で変更になりますが、法律の規定等により皆様に手続をお願いするものがあります。詳しくは、次ページをご覧ください。

### 5 郵便について

(1) 住居表示実施後は、住所とあわせて郵便番号も変わります。

(2) 郵便物は、実施後一年間は宛先が旧住所（現在の住所）のままでも配達されます。

住居表示実施に伴う、小・中学校の通学区域や自治会・町内会の区域の変更はありません。  
また、学校名や公園などの名称についても変更はありません。

## 住居表示に伴う住所などの変更手続きについて

### 1 住所などの変更手続きが必要な主なもの（変更手数料は原則無料です。）

次に挙げるものは法律の規定上、御自身で住所などの変更手続きが必要です。

住所などの変更手続きには、住居表示実施の約1か月前にお送りする「住居表示変更通知書」（住所変更手続用）や実施日以降にお送りする「本籍更正通知書」（本籍変更手続用）をご利用ください。

また、通知書が不足した場合などは、実施日以降に保土ヶ谷区役所戸籍課で、住所が変更されたことを証明する「住居表示変更証明書」や、本籍が変更されたことを証明する「土地の名称等の変更証明書」を無料で発行します。

1	不動産登記簿 登記簿の「所有者の住所」欄の変更手続きが必要になりますので、法務局で変更登記をしてください。
2	法人の所在地、又はその役員の住所が変更になる場合の法人登記簿 会社などの法人は、本店、支店の所在地又はその役員の住所が実施地区内にある場合、本店、支店の所在地を管轄する法務局で変更登記をしてください。
3	運転免許証ほか各種免許・許可証
4	自動車、軽自動車、250ccを超える二輪車の検査証、125ccを超え250cc以下の二輪車の届出済証
5	金融機関、保険会社、携帯電話会社などの各種取引や契約があり、住所変更が必要なもの
6	住民基本台帳カード（写真付きカードのみ手続が必要）
7	マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書
8	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされていない方
9	会社・官庁等にお勤めの方の勤務先への届出 ※国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の住所変更がある場合、同様の手続
10	横浜市立でない小学校、中学校、保育園及び幼稚園に通っている方の学校への届出

### 2 住所などの変更手続きが不要なもの

次に挙げるものは、区役所などで変更手続きを行いますので、御自身での手続は不要です。

1	住民票、戸籍、印鑑登録、区役所で管理する公簿（税に関するものなど）
2	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証など 旧住所のままでも医療機関で使用できます。次回更新時に新しい保険証をお送りしますが、本人確認資料としてご利用の場合は書換えを行いますので、住居表示実施後に、保土ヶ谷区役所保険年金課までお持ちください。
3	郵便、水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK
4	横浜市立の小学校、中学校及び保育園に通っている方の学校への届出
5	電子証明書（公的個人認証サービス）
6	パスポート（住所欄をご自身で書換え）
7	国民年金、厚生年金を受給されている方で、年金事務所に住民票コードの届出をされている方
8	125cc以下の二輪車

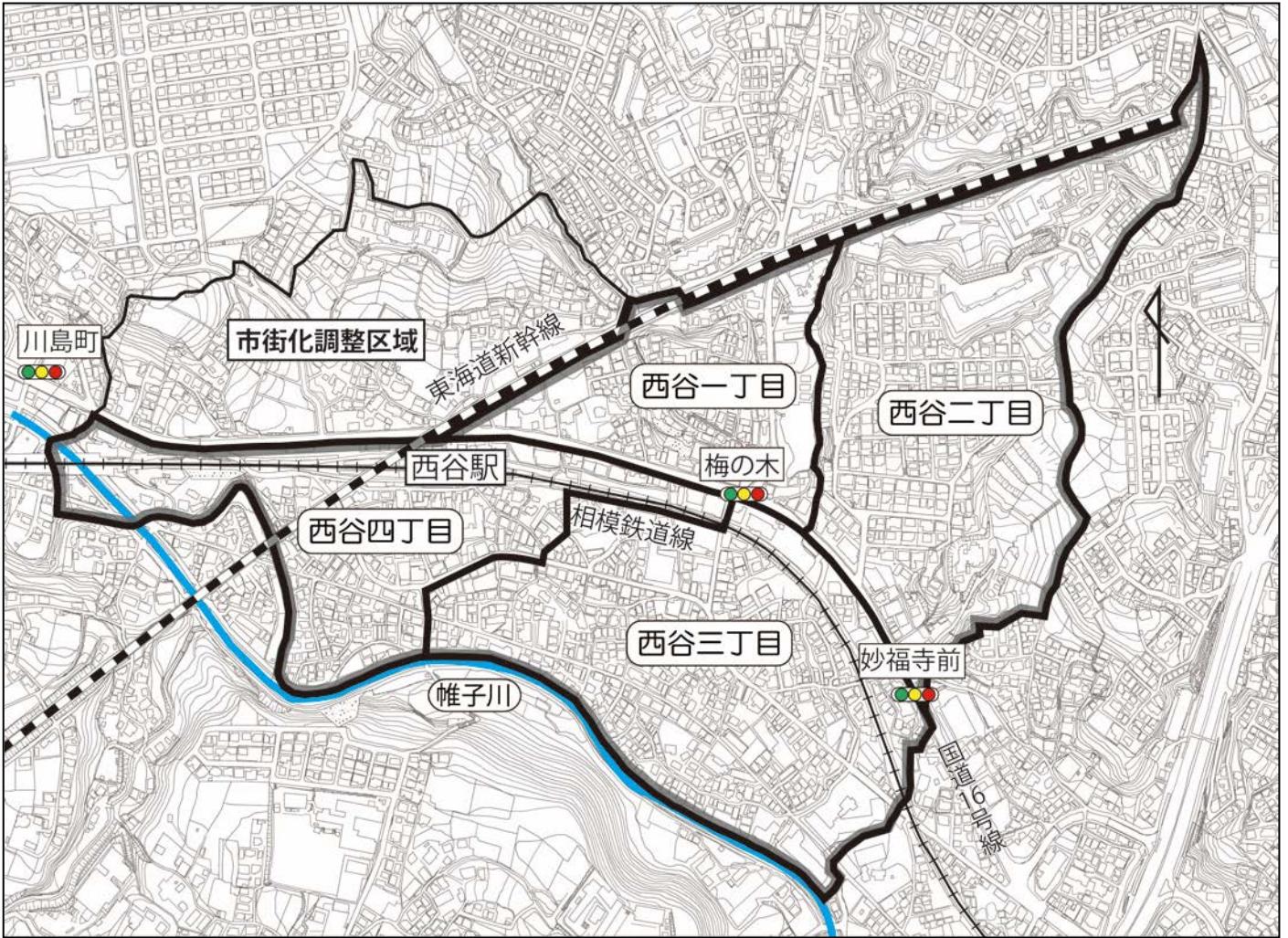
### 3 住所の変更を知人などにお知らせするために

住所変更のお知らせができる、送料無料のはがきをお配りする予定です。

住所等の変更手続きについては、住居表示実施の約1か月前に、各世帯へお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。

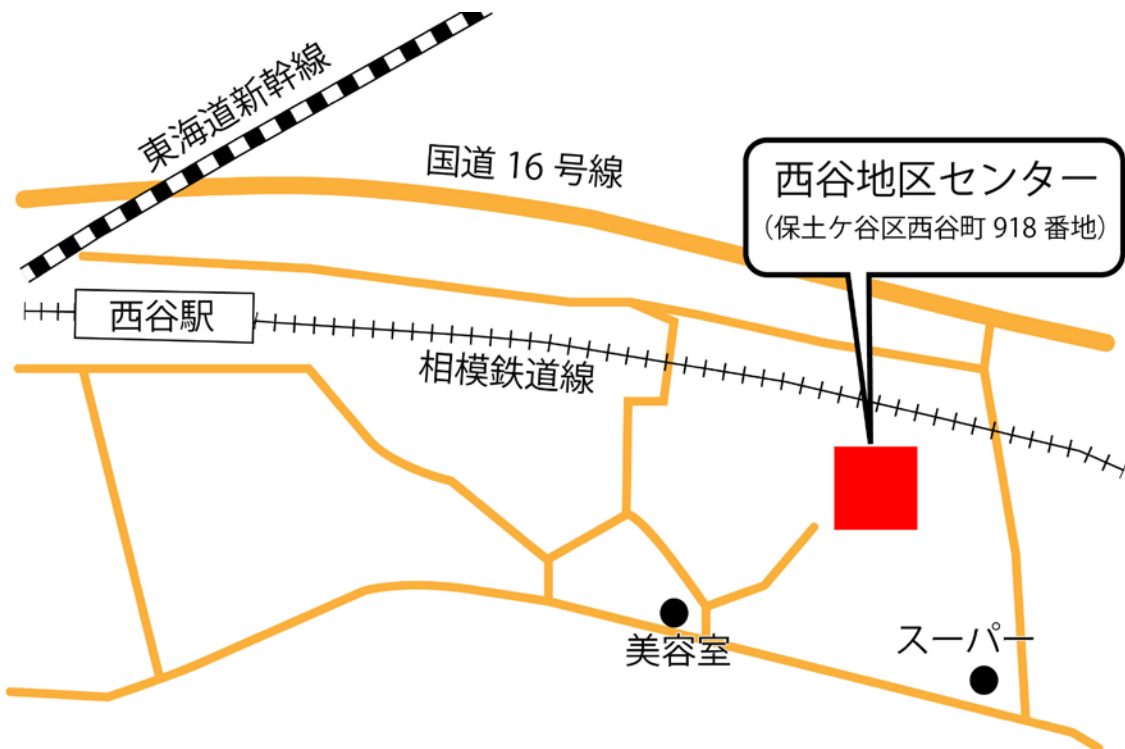


# 保土ヶ谷区西谷地区 新町区域案



※市街化調整区域は、「西谷町」のまま変更はありません（一部を除く）

## 会場案内図



## 住居表示審議会臨時委員について

### 1 審議会概要

横浜市住居表示審議会（以下「審議会」という。）は、住居表示に関する法律の規定に基づく住居表示について適正な実施を図るため、市長の諮問機関として設置されています。

#### (1) 審議事項

- ・ 住居表示の実施基準に関すること。
- ・ 実施の区域及び期日に関すること。
- ・ 住居表示実施区域内の町、街区又は道路等の冠称に関すること。
- ・ その他特に市長が必要と認めた事項

#### (2) 組織

##### ア 構成人数

30 人以内

##### イ 委員構成

- ・ 学識経験のある者
- ・ 地域住民組織の代表者
- ・ 関係行政機関及び公共的団体の職員

##### ウ 委員任期

2 年

#### (3) 開催時期

例年 1 月中旬（11 月頃より詳細の日程を調整）

### 2 臨時委員の選出について

#### (1) 臨時委員とは

当該審議事項に関係のある者のうちから、必要に応じて市長が任命する、当該審議事項に限っての委員。

#### (2) 選出について

例年、住居表示検討委員会から代表で 1 名出席をお願いしています。

#### (3) 委嘱時期

10 月頃

横浜市住居表示審議会委員名簿（平成31年1月開催時）

（緑区中山町住居表示の実施について審議した際の委員名簿）

任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで（区分別・敬称略）

区分	氏名	摘要
学識経験者	いわや しん いち 岩谷 伸 一	横浜商工会議所議員
	こばやし のり こ 小林 紀 子	横浜市歴史博物館学芸員
	きら よし え 吉良 芳 恵	日本女子大学 名誉教授
	こむら よう こ 小村 陽 子	弁護士
	ささき けん いち 佐々木 謙 一	土地家屋調査士
地域住民組織の 代表者	まち だ えい こ 町田 栄 子	横浜市消費生活推進員
	あ じろ そうしろう 網代 宗四郎	横浜市町内会連合会
関係行政機関及び 公共的団体の職員	え もと しゅう じ 江本 修 二	横浜地方法務局首席登記官
	い とう さとし 伊東 聡	神奈川県警察横浜市警察部長
	いし わたり しげ とし 石渡 成 敏	日本郵便株式会社横浜港郵便局長

臨時委員（任期：当該事項審議終了まで）

地域代表者	あい はら いそ みつ 相原 磯 光	緑区中山町住居表示検討委員会会長
-------	-----------------------	------------------

## 今後のスケジュールについて

新町区域・新町名案の決定をもって、保土ヶ谷区西谷地区の住居表示に係る主要事項の検討は終了となります。

今後の検討委員会を開催の有無についてご確認をお願いします。

開催しない場合は、地元への配付物や進捗状況などについて、随時委員の皆様へに郵送でお知らせいたします。

なお、11月に開催する地元説明会の結果等のご報告のため、12月には検討委員会の開催を予定しています。

### 《今後のスケジュールについて（予定）》

	予定	配付物等
令和元年 5月～11月	検討委員会休会	
11月～12月	案の地元説明会開催	案の地元説明会の開催チラシ
12月12日	第8回検討委員会 ・基礎調査の実施について（1月～3月） ・居住調査の実施について（4月～） ・案の地元説明会の開催状況について ・手続きに関する地元説明会について	
12月		基礎調査開始のチラシ
令和2年1月以降	検討委員会休会	
1月	住居表示審議会の開催	
1月～3月	基礎調査の実施	
2月 ～秋頃	実施案の告示	
	居住調査の実施	居住調査開始のチラシ
	横浜市会へ住居表示実施案を上程	
	実施の告示	
		・しおりセット（※） ・住居表示変更通知書
	手続きに関する地元説明会の開催	
	住居表示の実施	本籍更正通知書
	不動産登記説明会の開催	

※しおりセットの内容物：住居表示のしおり、新旧対象案内図、町名板・住居番号表示板、郵便番号のお知らせチラシ、お知らせはがき、不動産登記申請書、地元説明会のお知らせのチラシ